

消防署から

お知らせします

本年も11月9日(水)から15日(火)まで、「秋季火災予防運動」が実施されます。

当消防本部では、本運動の一環として、住宅用火災警報器の普及・啓発に向けた戸別訪問を実施します。

日 時 平成28年11月13日(日)
午前10時～11時30分頃

この戸別訪問は、消防職員・団員が訪問し、住宅用火災警報器の設置の有無をお尋ねし、未設置のお宅には設置をお勧めするもので、住宅用火災警報器の斡旋や販売をするものではありません。

なお、時間の都合上すべての住宅を訪問できませんので、ご了承ください。

南消防署 西可児分署 予防係

☎ 65—6825

住宅用火災警報器を

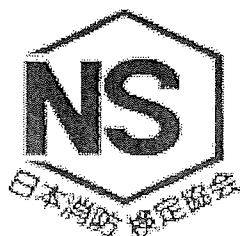
設置しましょう

平成23年6月1日からすべての住宅に
住宅用火災警報器の設置が義務となりました！

取り付ける場所は、主に次の場所です

- ◎ すべての寝室
- ◎ 寝室として利用する部屋（子供部屋等）
- ◎ 二階に寝室があるときは、階段上部天井
- ◎ その他の場所でも必要な場所があります
（お近くの消防署にお問い合わせ下さい）
- ◎ 台所にも設置をお勧めします

※住宅用火災警報器は、以下のマークが表示されている物が安心です。



又は



「住宅用火災警報器」

「消火器」

不適正な訪問販売に

注意！！

こんな「だまし」のテクニックにご注意！！

○消防職員・市町村職員を装う

○恐怖心をあおる、おどす

○考える時間を与えない

○特別価格を強調する

☆ 消防署では販売しません！！

☆ 不審に思ったら、はっきり断る！！

☆ 代金はその場で支払わない！！

不審に思ったら近くの消防署（所）に連絡をして下さい

可茂消防事務組合 消防本部予防課 (0574) 26-0515

中消防署 (0574) 26-0190

御嵩分署 (0574) 67-1818

川辺出張所 (0574) 53-2714

南消防署 (0574) 62-0119

西可児分署 (0574) 65-6825

八百津出張所 (0574) 43-0476

東消防署 (0574) 72-1641

富加出張所 (0574) 54-2714

七宗出張所 (0574) 46-1150